

令和7年度

足立区国民健康保険運営協議会（第2回） 会議次第

開催日時：令和8年2月19日（木）午前10時

開催場所：足立区役所2階 庁舎ホール

1 開会（国民健康保険課長）

2 挨拶（勝田副区長）

3 委員の紹介

4 会長の選出

5 会議録署名委員の指名

6 区長諮問事項（勝田副区長）

7 審議事項

足立区国民健康保険条例の一部改正について

8 報告事項

9 閉会

令和7年度 足立区国民健康保険運営協議会（第2回） 資料

開催日時：令和8年2月19日（木）午前10時

開催場所：足立区役所2階 庁舎ホール

I 審議事項

(I) 足立区国民健康保険条例の一部改正について

資料1	令和8年度国民健康保険料率等の算定について	1
資料2	特別区統一保険料率等（案）の推移について	6
資料3	令和8年度国民健康保険料試算について（医療分+支援金分+子ども分）	7
資料4	令和8年度国民健康保険制度の改正について	9
資料5	足立区国民健康保険条例改正案の概要について	11
	足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	14

II 報告事項

1	保険料の収納状況及び収納率向上に向けた取り組みについて	32
2	ジェネリック医薬品の普及について	36
3	特定健診・特定保健指導の実施状況について	38
4	国民健康保険業務外部化の進捗状況について	39
5	高額療養費の見直しについて	41
6	国民健康保険被保険者数及び1人あたり医療費の推移について	42

III 足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

委員名簿	43
------	----

I 審議事項

(I) 足立区国民健康保険条例の一部改正について

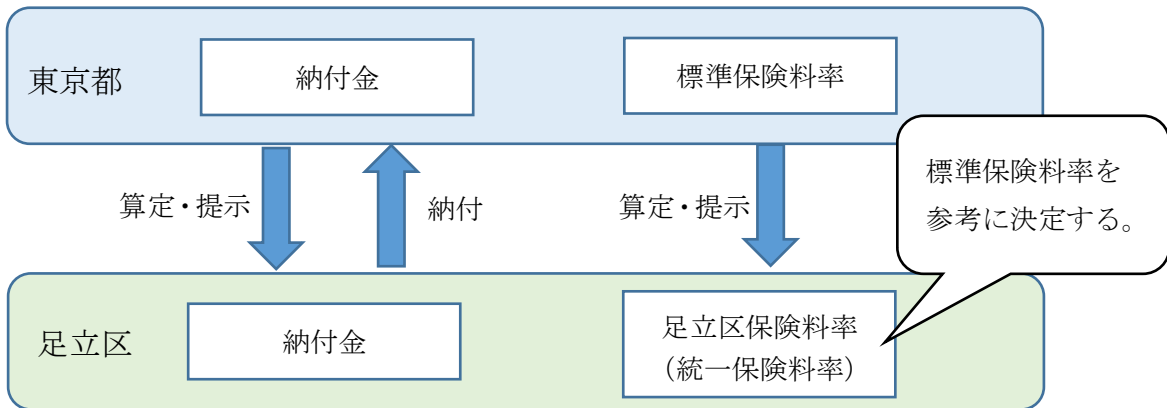
1 保険料率の算定について

平成30年度の制度改革（広域化）以降、東京都が財政運営の責任主体となったことに伴い、東京都は各区市町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率」を算定・提示する。

区市町村は、東京都が算定・提示した納付金を納付するとともに、納付金を納めるために必要な費用として標準保険料率を参考に区市町村の保険料率を決定する仕組みへと変わった（図1）。

特別区は、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として定め、各区で条例を定める際は、原則この共通基準に合わせるという統一保険料方式を採用している。

図1 東京都と区市町村との関係図



この度、東京都から令和8年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率が示されたことに伴い、特別区統一保険料率案及び足立区の保険料率案を報告する。

2 東京都による令和8年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定

(1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金【足立区】

単位：円

区分	基礎分	支援金分	介護分	子ども分	合計
7年度	13,815,383,558	4,723,190,676	1,782,323,433	-	20,320,897,667
8年度	13,283,484,878	4,812,538,634	1,869,252,387	451,079,486	20,416,355,385
前年度比	△531,898,680 (96.15%)	89,347,958 (101.89%)	86,928,954 (104.88%)	451,079,486 (皆増)	95,457,718 (100.47%)

(2) 東京都による令和8年度標準保険料率【足立区】

		7年度	8年度	前年度比
①基礎分	所得割	8.73%	8.62%	△0.11P
	均等割	53,414円	53,712円	+298円
②支援金分	所得割	3.04%	3.13%	+0.09P
	均等割	18,310円	19,380円	+1,070円
①+②	所得割	11.77%	11.75%	△0.02P
	均等割	71,724円	73,092円	+1,368円
③介護分	所得割	2.50%	2.69%	+0.19P
	均等割	18,167円	19,669円	+1,502円
④子ども分	所得割	-	0.33%	+0.33P
	均等割	-	2,011円	+2,011円
	18歳以上均等割※	-	50円	+50円
合計 (①+②+③+④)	所得割	14.27%	14.77%	+0.5P
	均等割	89,891円	94,822円	+4,931円

※ 18歳未満被保険者に賦課される均等割額は全額軽減されるが、その軽減に要する費用として、18歳以上被保険者に対し18歳以上被保険者均等割を賦課する。

(3) 令和8年度標準保険料率に基づく1人あたり保険料額
(基礎分、支援金分、介護分および子ども分の合計額)

	東京都	足立区
7年度	179,856円	169,920円
8年度	188,209円	176,676円
前年度比	+8,353円 (104.64%)	+6,756円 (103.98%)

(4) 1人あたり保険料の主な増減要因

ア 歳出の増加

(ア) 都内国保加入者1人当たりの保険給付費推計額の5,051円の増
(令和7年度317,639円→令和8年度322,690円)

(イ) 子ども・子育て支援金制度開始による1人あたり納付金額6,968円の増

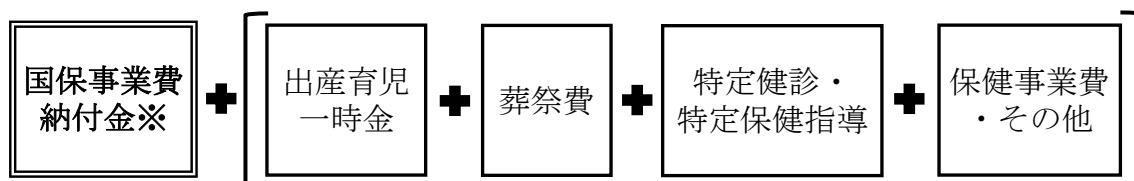
イ 歳入の増加

過年度の東京都国民健康保険事業会計で生じた決算剰余金の、1人あたり活用額の1,248円の増(令和7年度6,363円→令和8年度7,611円)

3 特別区統一保険料率案の算定

(1) 特別区における保険料算定の基本的な考え方

ア 基礎分賦課総額

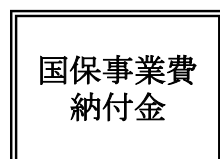


※ 高額療養費等の全額と審査支払手数料を算入

国保事業費納付金に、出産育児一時金、葬祭費、特定健診・保健事業費等の費用の一部を加算し、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

なお、令和7年度までは出産育児一時金の1/3のみを賦課総額に算入していたが、令和8年度からは出産育児一時金に係る費用は出産育児交付金および保険料で賄うこととなった。

イ 支援金分・介護分・子ども分賦課総額



国保事業費納付金から、特別交付金や法定内繰入金等の特定財源等を減算した額を賦課総額とする。

※ 介護保険料は40～64歳の被保険者に限り徴収する。

※ 介護保険料は令和5年度までは均等割額は特別区共通、所得割率は各区で算定としてきたが、6年度からは原則、特別区共通の均等割額、所得割率を設定する。

※ 子ども分保険料の均等割額については18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までは10割軽減される。

(2) 特別区独自激変緩和の措置について

特別区では、平成30年度国保制度改革の影響による保険料の急増を抑制するため、平成30年度から令和5年度までの6年間に保険料の激変緩和措置期間とし（当初計画）、平成30年度は納付金総額の94%を保険料に賦課、以後、保険料に賦課する割合を毎年度1%ずつ引き上げていくとした（次頁図1）。

しかし、令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大や保険料の急激な上昇等による被保険者の負担を考慮し、計画を上回る法定外繰入金を投入したことで、当初計画に2年の遅れが生じた（次頁図2）。

これにより、特別区独自激変緩和措置期間を2年延長し、令和8年度に納付金総額の100%を保険料に賦課する新たなロードマップを策定した（図3）。

図1【特別区独自激変緩和措置（当初の計画）のイメージ図】

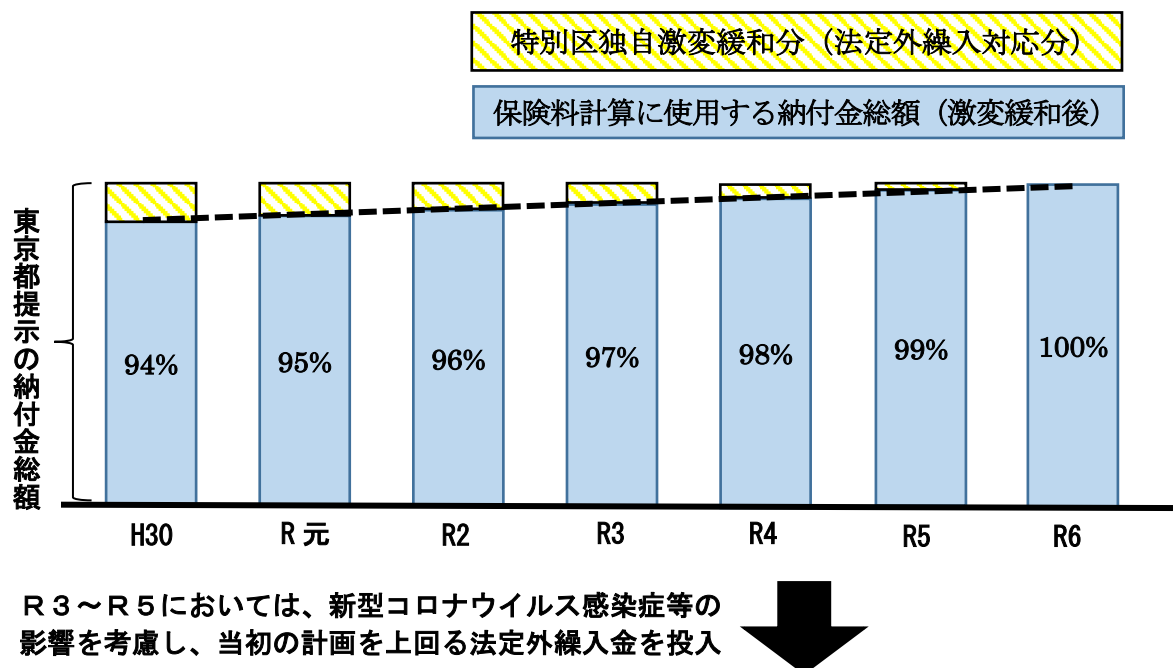


図2【特別区独自激変緩和措置（実績）のイメージ図】

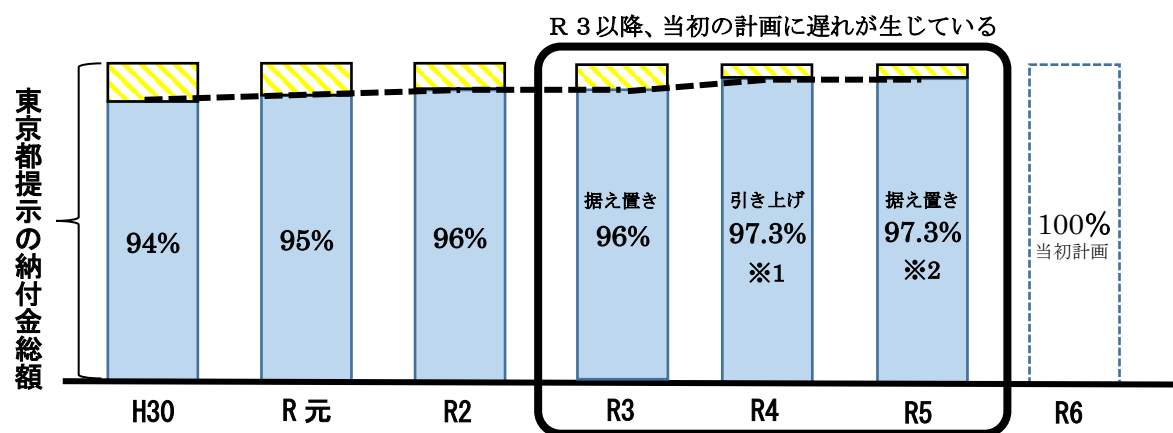
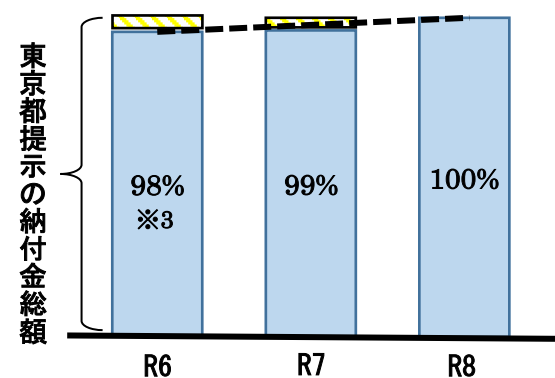


図3【令和6年度以降の新たなロードマップのイメージ図】



※1 特別区独自激変緩和の割合を97.3%にするほか、さらに別枠で106億円の一般財源を投入している。

※2 特別区独自激変緩和の割合を97.3%にするほか、さらに別枠で157億円の一般財源を投入している。

※3 特別区独自激変緩和の割合を98.0%にするほか、さらに別枠で103億円の一般財源を投入している。

(3) 赤字削減・解消の取り組み

法定外繰入については、国保加入者以外の負担も生じるため、国は令和5年度までの6年間で赤字の削減・解消を求めてきた。未達成の保険者には、令和6年度以降早期の削減・解消を求めており、東京都国民健康保険運営方針（令和6年度から令和11年度まで）のなかでも赤字の削減・解消に向け、取り組むよう規定されている。特別区においては統一保険料方式の考え方のもと、赤字の削減・解消をめざしており、足立区としても保険料の上昇に配慮しながら、赤字の削減・解消計画を策定している。

【赤字削減・解消のための基本方針】

- ・ 保険料の収納率向上
- ・ 適正な保険料賦課
- ・ 医療費の適正化

(4) 令和8年度特別区統一保険料率等案および過去の保険料率等の推移 資料2参照

(5) 令和8年度国民健康保険料試算 資料3参照

1 特別区の推移

		令和8年度(案)	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
基礎分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率	7.51%	7.71%	8.69%	7.17%	7.16%
	均等割額	47,600円	47,300円	49,100円	45,000円	42,100円
	賦課限度額	670,000円	660,000円	650,000円	650,000円	650,000円
	1人当たり保険料額	113,337円	112,646円	117,124円	107,348円	100,322円
	前年度比(年額)	+691円	△4,478円	+9,776円	+7,026円	+6,933円
	前年度比(月額)	+58円	△373円	+815円	+586円	+578円
支援金分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率	2.80%	2.69%	2.80%	2.42%	2.28%
	均等割額	17,600円	16,800円	16,500円	15,100円	13,200円
	賦課限度額	260,000円	260,000円	240,000円	220,000円	200,000円
	1人当たり保険料額	42,110円	40,027円	39,396円	36,015円	31,491円
	前年度比(年額)	+2,083円	+631円	+3,381円	+4,524円	△109円
	前年度比(月額)	+174円	+53円	+282円	+377円	△9円
介護分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率※1	2.43%	2.25%	2.36%	2.23%	2.34%
	均等割額	17,800円	16,600円	16,500円	16,200円	16,600円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
	1人当たり保険料額	42,609円	39,565円	39,499円	38,808円	39,567円
	前年度比(年額)	+3,044円	+66円	+691円	△759円	△1,312円
	前年度比(月額)	+254円	+6円	+58円	△63円	△109円
子ども分	賦課割合 (所得割:均等割)	57:43	-	-	-	-
	所得割率	0.27%	-	-	-	-
	均等割額※2	1,873円	-	-	-	-
	賦課限度額	30,000円	-	-	-	-
	1人当たり保険料額	4,227円	-	-	-	-
	前年度比(年額)	+4,227円	-	-	-	-
	前年度比(月額)	+352円	-	-	-	-

※1 令和5年度以前の介護分の所得割率は区によって異なるため、記載の料率は足立区独自の料率である。

※2 18歳以上被保険者均等割額を含む

2 特別区と足立区の1人あたり保険料(基礎・後期・介護・子ども分合算額)の比較

	令和8年度(案)	令和7年度	7年度との差
特別区	202,283円	192,238円	+10,045円
足立区	178,827円	170,940円	+7,887円
特別区との差	△23,456円	△21,298円	△2,158円

※年金収入153万円及び給与収入108万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

1 年金受給者（65歳以上）1人世帯【世帯主65歳のみ】

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
7年度保険料	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
8年度保険料	20,121	20,121	103,384	222,599	309,883	398,755	488,685	578,615	671,719	772,229
増加額	891	891	3,224	5,619	7,104	8,616	10,146	11,676	13,260	14,970
前年度比	1.046	1.046	1.032	1.026	1.023	1.022	1.021	1.021	1.020	1.020
均等割軽減対象	⑦:△46,952	⑦:△46,952	②:△13,415							

2 年金受給者（65歳以上）2人世帯【世帯主65歳+配偶者65歳・収入なし】

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
7年度保険料	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
8年度保険料	40,242	40,242	116,798	289,672	376,956	465,828	555,758	645,688	738,792	839,302
増加額	1,782	1,782	3,818	8,592	10,077	11,589	13,119	14,649	16,233	17,943
前年度比	1.046	1.046	1.034	1.031	1.027	1.026	1.024	1.023	1.022	1.022
均等割軽減対象	⑦:△93,904	⑦:△93,904	⑤:△67,074							

3 給与所得者（65歳未満）1人世帯【世帯主35歳のみ】

年収	※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
7年度保険料	42,450	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580	856,580
8年度保険料	20,121	161,235	235,295	313,587	398,227	482,867	571,739	666,959	767,469	873,269
増加額	△22,329	4,575	5,835	7,167	8,607	10,047	11,559	13,179	14,889	16,689
前年度比	0.474	1.029	1.025	1.023	1.022	1.021	1.021	1.020	1.020	1.019
均等割軽減対象	⑦:△46,952									

4 給与所得者（65歳未満）2人世帯〔世帯主35歳＋配偶者35歳・収入なし〕

年収	※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
7年度保険料	74,500	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280	717,880	816,680	898,578
8年度保険料	40,242	201,478	302,368	380,660	465,300	549,940	638,812	734,032	834,542	940,342
増加額	△ 34,258	6,358	8,808	10,140	11,580	13,020	14,532	16,152	17,862	41,764
前年度比	0.540	1.033	1.030	1.027	1.026	1.024	1.023	1.022	1.022	1.046
均等割軽減対象	⑦:△93,904 ②:△26,830									

5 給与所得者（65歳未満）3人世帯〔世帯主35歳＋配偶者35歳・収入なし＋子5歳・収入なし〕

年収	※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
7年度保険料	90,525	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530	902,943
8年度保険料	50,022	177,534	301,618	413,260	497,900	582,540	671,412	766,632	861,852	947,075
増加額	△ 40,503	4,849	8,058	10,690	12,130	13,570	15,082	16,702	18,322	44,132
前年度比	0.553	1.028	1.027	1.027	1.025	1.024	1.023	1.022	1.022	1.049
均等割軽減対象	⑦:△140,856 ⑤:△100,611 ②:△40,245									

◆ 均等割軽減対象（5割軽減、2割軽減で変更あり）

7割軽減⑦ （8年度） 基準額43万円＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

5割軽減⑤ （8年度） 基準額43万円＋31万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
 （7年度） 基準額43万円＋30.5万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

2割軽減② （8年度） 基準額43万円＋57万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
 （7年度） 基準額43万円＋56万円×被保険者数（※2）＋10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者。
 ただし、公的年金などに係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円と読み替える。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。
 年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

1 保険料賦課限度額の変更

賦課限度額は、令和7年度の限度額に対し基礎分が1万円の増額となる。支援金分・介護分は変更なし。子ども分は3万円となった。

区分	7年度	8年度	増減
基礎分	660,000円	670,000円	+10,000円
支援金分	260,000円	260,000円	増減なし
介護分	170,000円	170,000円	増減なし
子ども分	—	30,000円	+30,000円
合計	1,090,000円	1,130,000円	+40,000円

2 保険料均等割軽減判定基準額に係る見直し

国民健康保険法施行令及び特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正があったことから、以下のとおり国民健康保険料均等割軽減判定基準を変更する。

(1) 変更内容

軽減割合	年度	変更内容（判定基準の見直し）
7割軽減	8年度	変更なし
	7年度	基準額43万円 +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）
5割軽減	8年度	基準額43万円+ 31万円 ×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）
	7年度	基準額43万円+ 30.5万円 ×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）
2割軽減	8年度	基準額43万円+ 57万円 ×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）
	7年度	基準額43万円+ 56万円 ×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける者。ただし、公的年金などに係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円と読み替える。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

(2) 変更理由

物価上昇等の経済動向を踏まえたことによる

(3) 適用

令和8年度分以後の国民健康保険料について適用

1 保険料率等の改定（条例第 15 条の 4、第 15 条の 12、第 16 条の 4、第 16 条の 9）

区 分		現 行	改正案	増 減
基礎分	所得割率	100 分の 7.71	100 分の 7.51	△0.20 p
	均等割額	47,300 円	47,600 円	+300 円
	賦課割合	53 : 47	52 : 48	—
支援金分	所得割率	100 分の 2.69	100 分の 2.80	+0.11 p
	均等割額	16,800 円	17,600 円	+800 円
	賦課割合	52 : 48	53 : 47	—
合計	所得割率	100 分の 10.40	100 分の 10.31	△0.09 p
	均等割額	64,100 円	65,200 円	+1,100 円

介護分	所得割率	100 分の 2.25	100 分の 2.43	+0.18 p
	均等割額	16,600 円	17,800 円	+1,200 円
	賦課割合	53 : 47	53 : 47	—

子ども分	所得割率	—	100 分の 0.27	皆増
	均等割額	—	1,800 円	皆増
	均等割額 (18 歳以上)	—	73 円	皆増
	賦課割合	—	50 : 50	—

※ 足立区国民健康保険条例改正案は、特別区の基準を適用して作成しているため、賦課割合が、特別区平均と異なる場合がある。

2 保険料賦課限度額の変更（条例第 15 条の 8、第 16 条の 10）

区 分	7 年度	8 年度	増 減
基礎分	660,000 円	670,000 円	+10,000 円
支援金分	260,000 円	260,000 円	増減なし
介護分	170,000 円	170,000 円	増減なし
子ども分	—	30,000 円	+30,000 円
合 計	1,090,000 円	1,130,000 円	+40,000 円

3 低所得者の保険料の減額（条例第19条の2）

区 分		現 行	改正案	増 減
基礎分	7割減額	33,110円	33,320円	+210円
	5割減額	23,650円	23,800円	+150円
	2割減額	9,460円	9,520円	+60円
支援金分	7割減額	11,760円	12,320円	+560円
	5割減額	8,400円	8,800円	+400円
	2割減額	3,360円	3,520円	+160円
介護分	7割減額	11,620円	12,460円	+840円
	5割減額	8,300円	8,900円	+600円
	2割減額	3,320円	3,560円	+240円
子ども分	7割減額	-	1,260円	+1,260円
	5割減額	-	900円	+900円
	2割減額	-	360円	+360円
(18歳以上) 子ども分	7割減額	-	52円	+52円
	5割減額	-	37円	+37円
	2割減額	-	15円	+15円

4 保険料の軽減（均等割額）判定基準の変更（条例第19条の2）

保険料の均等割額を軽減する基準を、以下のとおり変更する。

軽減割合	年度	変更内容（判定基準の見直し）
7割軽減	8年度	変更なし
	7年度	基準額43万円 +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）
5割軽減	8年度	基準額43万円+ 31万円 ×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）
	7年度	基準額43万円+ 30.5万円 ×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）
2割軽減	8年度	基準額43万円+ 57万円 ×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）
	7年度	基準額43万円+ 56万円 ×被保険者数（※2） +10万円×（給与所得者等の数（※1）-1）

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超

(65歳未満)または110万円超(65歳以上)を受ける者。ただし、公的年金などに係る特別控除(15万円)後は、110万円を125万円と読み替える。

- ※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。年金所得のある65歳以上の者は年金所得から15万円を差し引いて判定する。

5 未就学児にかかる均等割軽減金額の変更(条例第19条の4)

軽減額(介護分は対象が40歳以上65歳未満のため、軽減対象外)

区分	均等割額	低所得者の保険料軽減割合	現 行	改正案	増減
			軽減額	軽減額	
基礎分	改正案 47,600円	7割	7,095円	7,140円	+45円
		5割	11,825円	11,900円	+75円
	現行 47,300円	2割	18,920円	19,040円	+120円
		軽減なし	23,650円	23,800円	+150円
支援金分	改正案 17,600円	7割	2,520円	2,640円	+120円
		5割	4,200円	4,400円	+200円
	現行 16,800円	2割	6,720円	7,040円	+320円
		軽減なし	8,400円	8,800円	+400円
子ども分	新設 1,800円	7割	-	270円	+270円
		5割	-	450円	+450円
		2割	-	720円	+720円
		軽減なし	-	900円	+900円

6 その他の改正

(条例第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の11、第16条の3、第16条の5、第16条の6、第16条の7、第16条の8、第19条、第19条の3、第19条の5、第19条の6)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、子ども・子育て支援納付金の徴収を開始することによる文言の追加等および文言の見直し等による修正。

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次～第14条（略）</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに 介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p>	<p>○足立区国民健康保険条例 昭和34年11月20日条例第11号 目次～第14条（略）</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p>

改正前	改正後
<p>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>第14条の4(略)</p>	<p>第14条の4(略)</p>
<p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p>	<p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p>
<p>第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から</p>	<p>第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から</p>

改正前	改正後
<p>控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額	2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額

改正前	改正後
<p>若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>	<p>若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>
<p>第15条の2～第15条の3（略）</p>	<p>第15条の2～第15条の3（略）</p>
<p>（基礎賦課額の保険料率）</p>	<p>（基礎賦課額の保険料率）</p>
<p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 100分の7.71（基礎賦課総額の100分の53に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p>	<p>(1) 所得割 100分の7.51（基礎賦課総額の100分の52に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p>
<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 4万7,300円（基礎賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p>	<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 4万7,600円（基礎賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p>
<p>第15条の5～第15条の7（略）</p>	<p>第15条の5～第15条の7（略）</p>
<p>（基礎賦課限度額）</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p>
<p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。</p>	<p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。</p>
<p>第15条の9～第15条の10（略）</p>	<p>第15条の9～第15条の10（略）</p>
<p>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p>
<p>第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年</p>	<p>第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年</p>

改正前	改正後
<p>の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.69 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,800円 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.80 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の53に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万7,600円 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第15条の13～第16条の2 (略)</p>	<p>第15条の13～第16条の2 (略)</p>
<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.25 (介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.43 (介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方</p>

改正前	改正後
<p>法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,600円(介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) (介護納付金賦課限度額) 第16条の5 第16条の2の 賦課額は、17万円を超えることができない。</p>	<p>法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万7,800円(介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) (介護納付金賦課限度額) 第16条の5 第16条の2の 介護納付金賦課額は、17万円を超えることができない。</p>
	<p>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</p>
	<p>第16条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条の2及び第19条の4から第19条の6までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>
	<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>
	<p>ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</p>
	<p>イ 第19条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</p>
	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>
	<p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の</p>

改正前	改正後
	<p>額</p> <p>イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額（子ども・子育て支援納付金賦課額）</p> <p>第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。 （子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。 （子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円（子ども・子育て支</p>

改正前	改正後
<p>第17条～第18条の3（略）</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があった場合）</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例</p>	<p>援納付金賦課総額の保険料率の算定に係る額の100分の50に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p> <p>（3） 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき73円（第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）</p> <p>（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）</p> <p>第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。</p> <p>第17条～第18条の3（略）</p> <p>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は、被保険者数の異動等があった場合）</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、第16条の2若しくは第16条の7の額又は次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号若しくは第19条の6に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例</p>

改正前	改正後
<p>対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額、第19条の4各号に定める額若しくは第19条の5第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は</p>	<p>対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の10、第16条の2若しくは第16条の7の額又は次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号若しくは第19条の6に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は</p>

改正前	改正後
<p>第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数</p>	<p>第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数</p>

改正前	改正後
<p>及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3万3,110円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,760円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,620円</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特</p>	<p>及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3万3,320円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万2,320円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万2,460円</p> <p>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1,260円</p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について 52円</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特</p>

改正前	改正後
<p>定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万3,650円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,400円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,300円</p>	<p>定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万3,800円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,800円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,900円</p> <p>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 900円</p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について 37円</p>
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,460円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,360円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,320円</p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,520円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,520円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,560円</p>

改正前	改正後
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法）」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,095円</p>	<p>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 360円</p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について 15円</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項、第15条の11、第16条の3及び第16条の8並びに前条及び第19条の5の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法）」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 7,140円</p>

改正前	改正後
<p>の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1</p>	<p>の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の3各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の5第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1</p>

改正前	改正後
<p>を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p>	<p>2 前項各号に定めるところにより算定した額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号及び前条第1項第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</p>

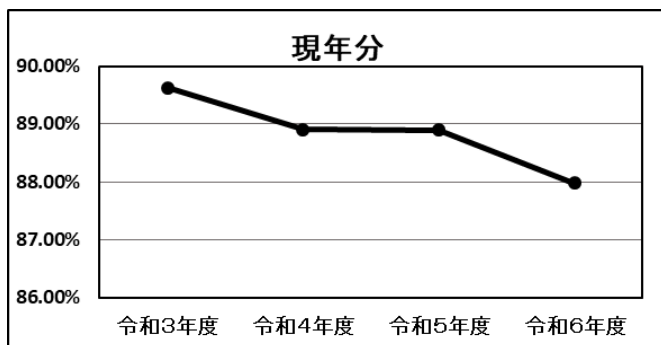
改正前	改正後
	<p data-bbox="1149 204 1704 236">付 則（令和 8 年 3 月 25 日 条例第〇〇号）</p> <p data-bbox="1149 245 1323 277">（施行期日）</p> <p data-bbox="1126 293 1789 325">1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p data-bbox="1149 335 1323 367">（経過措置）</p> <p data-bbox="1126 383 2119 593">2 この条例による改正後の第14条の 2、第14条の 3、第15条の 4、第15条の 8、第15条の12、第16条の 4、第16条の 6 から第16条の10まで及び第19条から第19条の 6 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>

II 報告事項

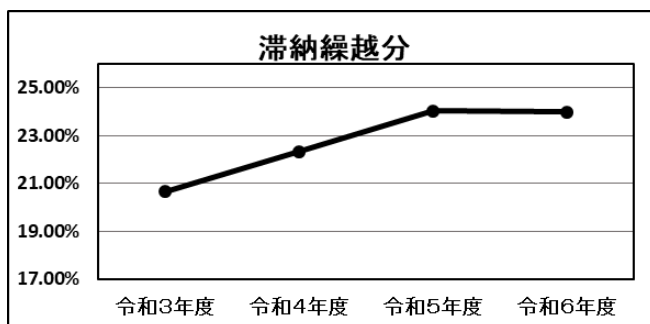
1 保険料の収納状況及び収納率向上に向けた取り組みについて

(1) 令和3年度から令和6年度の国民健康保険料収納状況

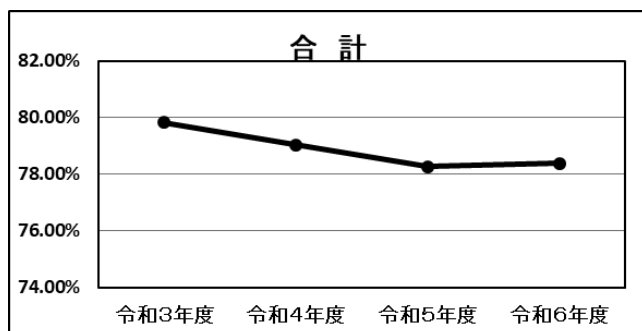
※ 令和3年度～令和6年度は年度末決算数値、令和7年度は12月末現在の数値



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
現年分	89.63%	88.90%	88.89%	87.98%	56.22%



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
滞納繰越分	20.65%	22.33%	24.03%	23.99%	18.91%



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
合計	79.83%	79.04%	78.28%	78.38%	49.72%

(2) 口座振替の勧奨

口座振替加入世帯の増加に向けて、普通徴収の納付方法を原則口座振替としている（年金からの引き落としを除く）。口座振替加入世帯の増を目指し、口座振替新規加入促進キャンペーンを行った。

対前年同月（12月末）比で口座振替加入世帯数は減少し、新規開始は310世帯の減、加入率は0.90ポイントの減となっている。

国保加入世帯に対する口座振替加入率等

時期	加入率 (%)	口座振替加入世帯 (件)	全加入世帯 (件)	口座振替開始件数 (件)	
7年 12月 (A)	36.97	31,634	90,764	3,927	【内訳】 ペイジー 1,142 口座依頼書 2,785
6年 12月 (B)	37.87	32,632	91,597	4,237	【内訳】 ペイジー 1,405 口座依頼書 2,832
前年比 (A-B)	△0.90	△998	△833	△310	【内訳】 ペイジー △263 口座依頼書 △47

※ 加入率は、全加入世帯から年金天引き世帯（特別徴収世帯）を除いている。

(3) 収納方法の拡大

令和7年4月から納付の利便性向上のため、スマホ決済アプリ「Pay B」「楽天銀行コンビニ支払サービス」での支払いを開始した。

(4) 差押実績

令和7年度の年間目標1,000件に対して、11月末現在391件の差押は前年同月（11月末）と比べ、188件の減である。預貯金を含む財産の差押は、強制力を伴う処分であるため、執行に際しては生活に与える影響を十分に勘案し慎重に実施していく。なお、差押の主なものは、預貯金、生命保険、給料である。

年度	差押件数	前年度比
令和6年度	857	-222
令和6年（11月末現在）	579	+228
令和7年（11月末現在）	391	-188

(5) 無財産による執行停止

国民健康保険料滞納処分の執行停止取扱基準を平成27年1月22日から施行しており、この基準に基づき、年間目標2,400件に対して11月末現在で1,228件の執行停止を実施した(令和6年度の11月末実績は1,088件)。生活状況を把握し、適切な見極めを行いながら処理をしている。

(6) 納付案内センターの運営状況

足立区納付案内センターでは、区が委託した民間事業者が、土・日・祝日及び夜間も含めて、電話による納付案内を行っている。また、令和4年8月から開始したSMS(ショートメッセージサービス)による納付案内についても、一回あたりの送信件数が増加したことから、令和7年度についても安定稼働している。

【納付案内等実績(令和7年4～11月/上段:国民健康保険料、下段:全債権)】

※ SMSに対する反応は電話での折衝件数に含む。

① 電話

架電日数	架電件数	折衝件数	納付約束件数
90日	23,796件	3,784件	2,160件
167日	68,735件	10,730件	6,617件

② SMS

発信日数	発信件数
31日	1,839件
92日	14,963件

③ 令和7年4～9月に電話及びSMSにより納付案内し、9月30日までに納付された件数及び金額

(電話)

件数	金額
2,390件	93,711,283円
5,056件	225,563,535円

(SMS)

件数	金額
665件	31,807,406円
1,687件	69,047,498円

(7) 今後の取り組み

足立区の収納率は、急激な物価高騰等、厳しい経済情勢の影響により令和5年度の23区中18位から令和6年度は特別区19位へ下降した。

赤字の削減・解消を区民負担に重く求めないよう保険料の上昇に配慮しつつ、健全な財政運営のため、国民健康保険料収納率向上3年計画（足立区滞納対策アクションプラン）をはじめとした適正かつ公平な徴収により、さらに収納率を向上させ赤字削減・解消と特別区順位の向上を図っていく。

ア 国民健康保険料収納率向上3年計画（令和5年度～令和7年度）

令和5年度から第三次足立区滞納対策アクションプランに基づく滞納整理を進めており、現在は第四次足立区滞納対策アクションプランの策定も行っている。昨年度からの急激な物価高騰の影響に配慮しつつ、収入未済額の圧縮や短期消滅時効（2年）を見据えた現年度収納率の向上に、専門知識や実務経験豊富な滞納整理専門員と一丸となり取り組んでいく。

イ 収納率向上のためのさらなる取り組み

- (ア) 現年分から新規に発生した高額滞納事案は、早期の滞納処分を行う。
- (イ) 全滞納額の4割を占める30万円以上の高額滞納事案の滞納処分に優先して取り組む。
- (ウ) 財産の差押は強制力を伴う処分であるため、執行に際しては生活に与える影響を勘案し、的確に取り組む。
- (エ) 資格の適正化（社会保険と国民健康保険の二重加入の解消）と住民票職権消除により、調定額を圧縮する。
- (オ) 口座振替新規加入促進キャンペーンの継続により、口座加入世帯率の向上を図る。

2 ジェネリック医薬品の普及について

(1) ジェネリック医薬品希望シール等の配付

令和7年9月の資格確認書一斉更新に際し、ジェネリック医薬品の普及・啓発を図るため、希望シール及びパンフレット、ジェネリック医薬品啓発文を刷り込んだ資格確認書ケースを作成し、資格確認書に同封して送付した。その後も継続して、新規加入者と希望する区民の方へ、希望シールとパンフレット、資格確認書ケースを配付している。

(2) ジェネリック医薬品利用差額通知の発送

薬剤料の支払があった月	通知日	発送数(人)	差額の最高額(円)	1件(人)当たりの平均額(円)
令和7年4月	令和7年10月10日	545	1,825	332
令和7年11月	令和8年2月13日	540	2,124	363

ア 内容

国民健康保険被保険者に対して、服用中の薬をジェネリック医薬品に変えた場合の薬代の自己負担額の差額をお知らせする。

イ 通知対象者

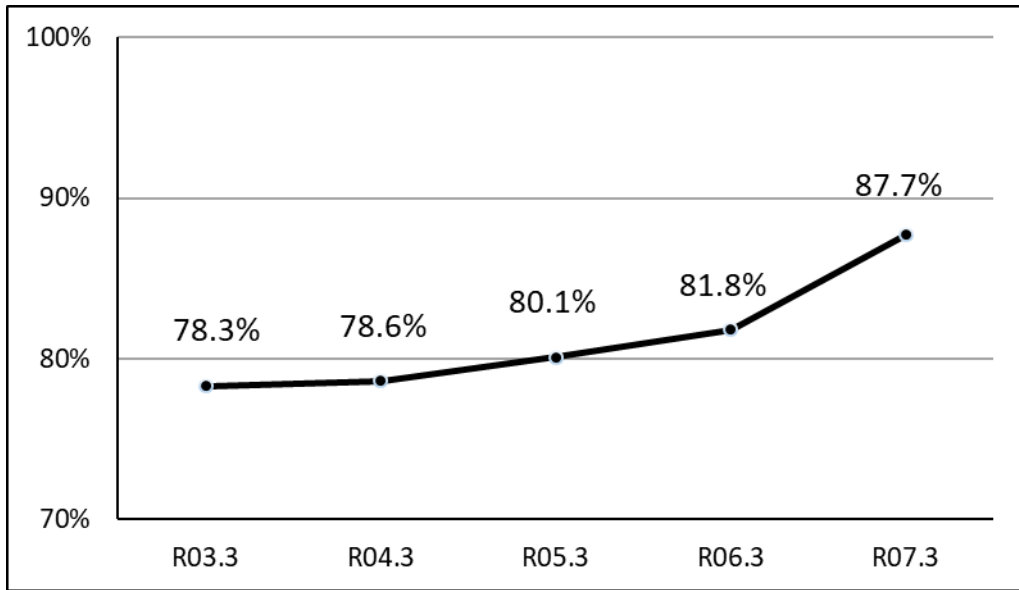
薬剤料の支払いがあり、次の条件に該当する国民健康保険の被保険者。

- ① 生活習慣病・慢性疾患を中心とした薬剤の投与を受けた方(対象とする医薬品は薬効分類中、強心剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、副腎ホルモン剤、糖尿病用剤、鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤)。
- ② ジェネリック医薬品に切り替えることで、一月あたり100円以上の差額が見込まれる方。

※ すでにジェネリック医薬品を使用されている方は対象外

(3) 区内のジェネリック医薬品普及状況

ア 足立区国保におけるジェネリック医薬品使用率



※ 数値は足立区国民健康保険一般被保険者分の推移

イ 削減効果推計

年 度	削減効果額
令和5年度	約11億4,385万円 ・区（保険者）約8億0,070万円（7割負担） ・区民 約3億4,315万円（3割負担）
令和6年度	約10億9,948万円 ・区（保険者）約7億6,963万円（7割負担） ・区民 約3億2,984万円（3割負担）

※ 使用されたジェネリック医薬品がすべて先発医薬品だった場合の金額との差を推計

ウ 区市町村別ジェネリック医薬品使用率（社会保険含む）

厚生労働省から令和6年度の区市町村別の使用率が公表された。

23区順位	1位	2位	3位	4位	5位
区 名	足立	江戸川	葛飾	北	板橋
使用率 (令和7年3月末現在)	91.0%	90.8%	90.1%	89.2%	88.6%

出典：厚生労働省調剤医療費（電算処理分）の動向より

【参考】令和6年度使用率 東京都 88.1% 、全国 90.6%

3 特定健診・特定保健指導の実施状況について

(1) 特定健診

ア 令和7年度実施期間

令和7年5月14日～令和8年1月31日

イ 特定健診の受診率向上の取り組み

- ① あだち広報、国保だより、国保のてびきに記事掲載
- ② ホームページ、Aメール、X、Facebook、LINEによるお知らせ
- ③ 未受診者への勧奨リーフレット発送（11月：24,000通）
- ④ 住区センターにポスター掲出（一般社団法人足立区医師会）
- ⑤ 小学6年生、中学3年生に「特定健診の案内」と「特定健診の標語募集キャンペーン」を一体化した資料を配布（一般社団法人足立区医師会）
- ⑥ ビュー坊テレビ（災害用デジタルサイネージ）で国保連作成の特定健診PR動画を放映
- ⑦ 早期受診キャンペーン（9月30日までの受診でカタログギフト抽選）
（提供：一般社団法人足立区医師会）
- ⑧ 区民事務所、保健センターで健診周知チラシを配布
- ⑨ 地域包括支援センター、青色申告会で足立区健康診断ガイドを配布

ウ 特定健診の受診状況

令和6年度 対象者数 76,310人、受診者数 30,908人

特定健診実施計画		第3期					
年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定健診 受診率	目標	50%	53%	55%	57%	60%	44%
	実績	42.6%	39.1%	41.3%	41.0%	40.7%	40.5%

※ 実績は法定報告値（当該年度中に資格異動のなかった被保険者における割合）

【参考】令和6年度受診率 特別区 41.1%、東京都 43.3%

(2) 特定保健指導の実施状況

令和6年度 対象者数 3,436人、終了者数 352人

特定健診実施計画		第3期					
年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定保健指導 終了率	目標	25%	30%	40%	50%	60%	7.75%
	実績	5.4%	5.3%	5.9%	6.2%	6.1%	10.2%

※ 実績は法定報告値（当該年度中に資格異動のなかった被保険者における割合）

【参考】令和6年度終了率 特別区 13.3%、東京都 14.1%

4 国民健康保険業務外部化の進捗状況について

(1) 委託契約期間

【第1期】

- ・ 平成26年度～平成27年度 サービス設計委託
- ・ 平成27年度 業務運営の半分程度を派遣で実施
- ・ 平成28年度～平成30年度 業務運営委託

【第2期】

- ・ 平成30年度 業務委託開始の準備及び業務引き継ぎ
- ・ 平成31年度（令和元年度）～令和5年度 業務運営委託

【第3期】

- ・ 令和6年度～令和10年度 業務運営委託
- ※ 第2期受託事業者が継続して受託したため、準備及び業務引継ぎ期間はない。

(2) 業務運営委託の現状

ア 委託対象業務

業務区分	係名	業務内容
対象業務1	庶務	統計資料作成・報告、補助金申請補助、証明書発行 等
	資格賦課	加入・脱退届出受付、資格確認書等発行、保険料計算 等
	収納管理	保険料収納、督促状発送、過誤納還付、保険料充当 等
	滞納整理	窓口一次受付、財産調査 等
	保健事業	特定健診受診券作成・発行、補助金申請補助 等
対象業務2	給付	高額療養費申請受付、限度額認定証発行 等
	システム	国保システム運用、システム関連各種調整 等

イ 受託事業者

対象業務1 パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

対象業務2 株式会社DACS

ウ 運営状況

安定した運営が行われている。

(3) 足立区国民健康保険業務等委託評価委員会の実施

業務の履行状況を確認するため、外部委員を含めた「国民健康保険業務等委託評価委員会」を毎年実施している。地方自治法第138条の4第3項で定められた区の附属機関として、区長の諮問を受け本委員会で評価を行い、その結果を区長宛てに答申している。令和7年度の評価結果は、50点満点中パーソルビジネスプロセスデザインが45.4点、DACSが46.8点と合格点を満たした。

評価委員会における主な意見等は、以下のとおりである。

【主な意見】

- ア 昨年度に指摘していた従事者の服装・名札については、適切な身だしなみが遵守され、改善されていた。
- イ 衛生管理者の氏名を見やすい箇所に掲示するなど、今後も、日頃から従事者の安全や健康に配慮し、安心して働けるよう努めてほしい。
- ウ 最新のシステムやAI技術の導入により業務効率化を行うことで、人員体制の最適化を図り、ゆとりある執務環境が作られることを期待する。

(4) これまでの成果

- ア 評価指標設定による業務目標の可視化
窓口待ち時間、正確性、習熟度をモニタリング指標として設定し、目標値を明確にすることで、委託品質の安定化を図った。
- イ 業務の可視化
業務マニュアル・フローの作成により各業務が可視化され、業務の標準化が図れた。
- ウ 滞納整理業務の強化
外部化により生み出された人員の一部を滞納整理業務へ集中的に配分し、業務の強化を図った。
- エ セキュリティ対策の強化
媒体の管理や紙文書の取扱いに係るルールを定め、セキュリティ対策の強化を図った。
- オ 区民サービスの向上
窓口の平均待ち時間が短縮した。受付件数が最も多い資格賦課担当の窓口においては、マイナ保険証移行に伴い、確認・説明事項増加の影響による待ち時間の増加は一部見られるものの、状況に応じた柔軟な人員配置等により、平成27年度（区職員による直営時）に約7分程度であった待ち時間が、令和7年度の年間平均で約3分程度となっている。

5 高額療養費の見直しについて

(1) 高額療養費の仕組み

医療機関等を受診した際に支払う、医療費の自己負担が、所得により決まっている限度額を超えた場合に、高額療養費として支給される。

自己負担限度額は、70歳未満の方と70歳から74歳までの方でそれぞれ規定されている。

(2) 直近の見直し

(平成27年1月)

70歳未満の限度額の所得区分を3段階から5段階に細分化し、限度額を見直し

(平成29年8月)

70歳以上の外来医療費分に年間の限度額を新設。併せて限度額を見直し

(平成30年8月)

70歳以上の限度額の所得区分を4段階から6段階に細分化し、限度額を見直し

(3) 見直しの方向性

令和7年12月24日の財務大臣と厚生労働省大臣の折衝により、令和8年8月から令和9年8月に2段階での自己負担限度額の引上げを行う方向で合意。

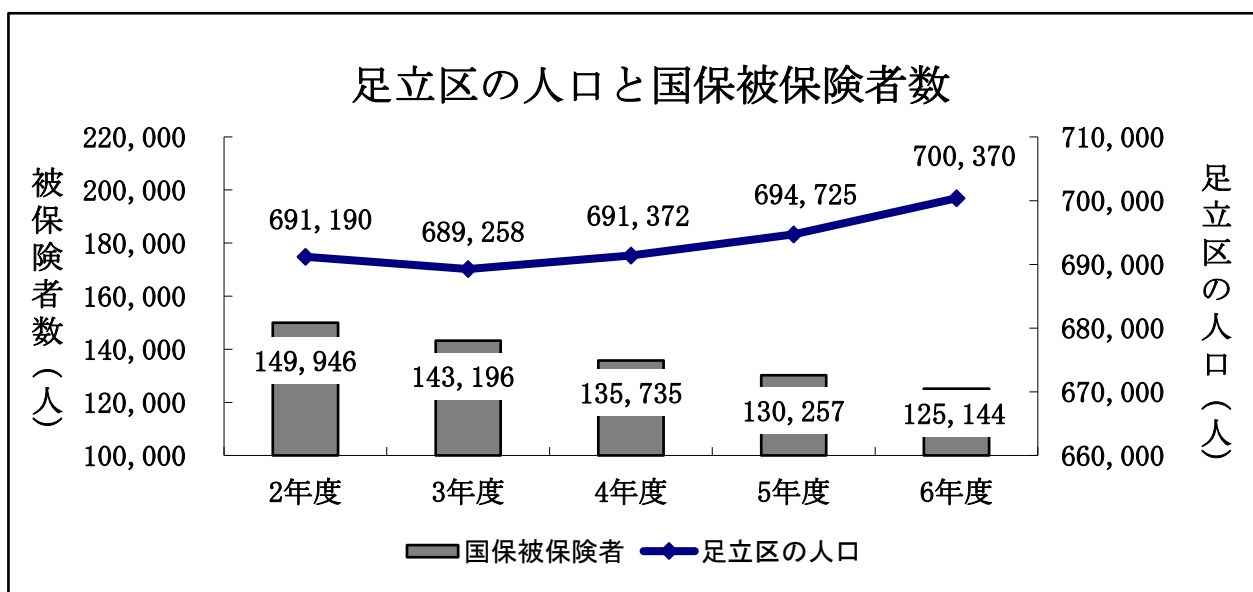
(4) 見直しの時期

(令和8年8月) 限度額の引上げ

(令和9年8月) 限度額の所得区分を細分化し、限度額を引き上げ

6 国民健康保険被保険者数及び1人あたり医療費の推移について

被保険者数の年度別推移について



※ 足立区人口における7年度国保加入者の割合は17.87%で、前年度比5,113人の減である。

(年度末現在)

年度	足立区		国民健康保険加入者		加入率		1世帯あたり 被保険者数 人
	世帯数 世帯	人口 人	世帯数 世帯	被保険者数 人	世帯数 %	被保者数 %	
2年	359,159	691,190	102,437	149,946	28.52%	21.69%	1.46
3年	361,781	689,258	99,168	143,196	27.41%	20.78%	1.44
4年	368,275	691,372	95,881	135,735	26.04%	19.63%	1.42
5年	374,640	694,725	93,628	130,257	24.99%	18.75%	1.39
6年	382,355	700,370	91,425	125,144	23.91%	17.87%	1.37
※7年	386,004	703,369	90,764	122,888	23.51%	17.47%	1.35

※ 参考数値。令和7年12月末現在の各数値である。

被保険者1人・1世帯あたり医療費(療養諸費)の年度別推移について

年度	費用額 (千円)	件数	1人 あたり 費用額 (円)	1世帯 あたり 費用額 (円)	費用額 対前年比
2年	51,751,201	2,299,379	339,867	500,147	94.97%
3年	54,820,613	2,401,534	372,742	542,193	105.93%
4年	53,459,784	2,365,828	380,172	542,943	97.52%
5年	52,479,579	2,308,504	393,138	551,887	98.17%
6年	50,628,849	2,207,955	395,266	545,158	96.47%

Ⅲ 足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

令和8年2月19日現在
 (任期：令和9年3月31日まで)
 (敬称略・代表区分ごとの50音順)

代表区分	氏名	備考
被 保 険 者	小島 千恵子	被保険者（推薦）
	齋藤 祐子	被保険者（推薦）
	坂井 成一	被保険者（推薦）
	田中 礼子	被保険者（推薦）
	馬場 伸子	被保険者（推薦）
	宮崎 裕馬	被保険者（公募）
保 険 医 ・ 保 険 薬 剤 師	有野 亨	足立区医師会
	泉谷 明香	足立区歯科医師会
	賀川 幸英	足立区医師会
	倉田 聡	足立区歯科医師会
	山下 俊樹	足立区医師会
	和田 博隆	足立区薬剤師会
公 益	岡田 将和	足立区議会議員
	小泉 ひろし	足立区議会議員
	瀬田 富男	足立区議会議員待遇者
	淵脇 啓子	足立区議会議員待遇者
	峯岸 茂隆	足立区町会・自治会連合会
	山中 ちえ子	足立区議会議員
被 用 者 保 険 等 保 険 者	内沼 勇	大塚商会健康保険組合
	猿田 康悦	ドッドウェル健康保険組合
	田端 直樹	マルハン健康保険組合